

第2期

大瀉村地域福祉計画

〔概要版〕



平成31年3月

大瀉村

1 計画の概要

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人(村民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政)が主役となって行う地域づくりの取組です。

地域福祉計画とは、そのために地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

また、村民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、村民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、多様な生活課題の解決を目指すものです。

村民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政などが協働して取り組む

『パートナーシップ型の福祉』の推進

立場に応じた役割を明確にし

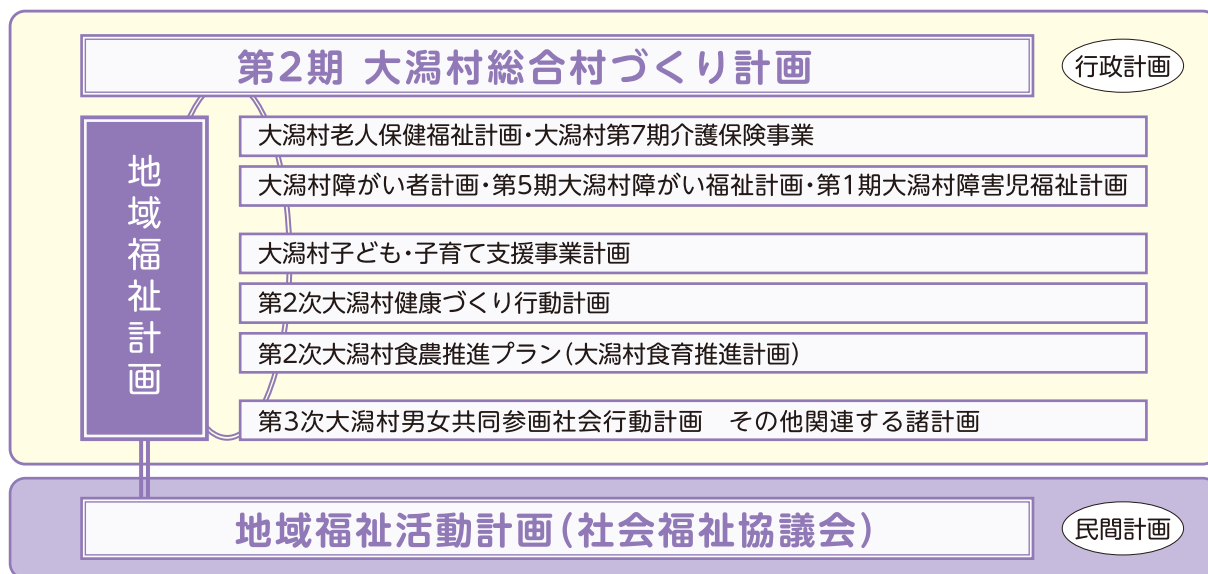
一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する



(2) 計画の位置づけ

本計画は村全体の指針となる「第2期大潟村総合村づくり計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する諸計画を横断的に結びつけるもので、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけられます。

なお、社会福祉協議会が中心となって取りまとめる「地域福祉活動計画」と連携・協働を図りながら推進していくものです。



(3) 計画の期間

本計画の期間は2019年度から2026年度までの8か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

(4) 施策体系

<基本理念>

一人ひとりが主役となり、お互い様の気持ちで支え合う、
みんなが元気に楽しく暮らす村

<計画推進の視点>

視点1:気づく

視点2:育てる

視点3:つなげる

視点4:支え合う

<基本施策>

基本施策1 ともに支え合う地域づくりの推進

- (1) 地域でともに支え合う仕組みの構築
 - 1) 相談支援体制の充実
 - 2) 多様な連携・協働の推進
 - 3) 地域の課題の早期発見・早期対応
 - 4) 地域福祉を支える担い手の育成
 - 5) ともに集う場の整備
- (2) 人権意識の醸成・権利擁護の推進
- (3) 成年後見制度の利用促進

基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進

- (1) 子どもたちの成長を支える支援の充実
 - 1) 安心して子どもを産み育てられる環境の構築
 - 2) 保育の充実
 - 3) 教育環境の充実
- (2) 高齢期の生活を支える支援の充実
 - 1) 高齢者の生きがいづくりの推進
 - 2) 自立した生活の支援
 - 3) 介護・福祉サービスの基盤の整備
- (3) 障がいのある方の生活を支える支援の充実

基本施策3 健康づくりの推進

- (1) 健康寿命延伸のための支援
 - 1) 運動や食生活の改善による生活習慣病予防の取組
 - 2) 心の健康づくりの支援
 - 3) 一人ひとりの健康管理の支援
 - 4) 健康づくりの支援に向けた基盤の整備

基本施策4 安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 安全・安心な地域環境の整備



2 計画における役割分担

●第2期大湊村総合村づくり計画 〈将来像〉

住み継がれる元気な大湊村
—未来の子どもたちのために—



●第2期大湊村地域福祉計画 〈基本理念〉

一人ひとりが主役となり、
お互い様の気持ちで支え合う、
みんなが元気に楽しく暮らす村



自 助

1) 村民一人ひとりに 期待される役割(自助)

- 地域福祉の担い手として地域のことに関心を持ち自分にできることを考える。
- 自分でできることがあれば、地域の様々な活動に積極的に参加する。

例えば…

- ・ 自治会活動やボランティア活動、地域の行事に関心を持ち積極的に参加する。
 - ・ 地域の高齢者や子どもたちの見守りを心がける。
 - ・ 認知症や障がいなどの講演会や研修会に参加し正しい理解に努める。
- など、まずはできることから取り組みましょう。

気づく

育てる

地域福祉の推進

支え合う

つなげる

3) 行政の役割(公助)

- 個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備などを図ること。
- 地域福祉に対する住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉の推進のための環境づくりに取り組むこと。

公 助

2) 地域(※)に期待される役割(共助)

- 地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へとつなげていくこと。
- 村民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること。
- 村民の活動をサポートすること。
- 相互交流の機会を拡大していくこと。

例えば自治会活動では…

- ・ 防災訓練に自治会全体で参加する。
- ・ 自治会で認知症サポーター養成講座などの研修会や勉強会を開催する。
- ・ 自治会の中のひとり暮らし高齢者など支援が必要な方を把握する福祉マップづくりに参加、共有する、など。

共 助

●地域福祉計画推進の4つの視点

視点1:気づく

一人ひとりが地域の問題に気づき、「我が事」として行動する。

視点2:育てる

地域の問題の解決に向けて行動できる人を育てる。

視点3:つなげる

個々の取組をつなげ、地域全体で展開する。

視点4:支える

地域で支え合いながら、一人ひとりが生きがいを持って元気に過ごすことができるまちづくりを推進する。

※地域とは民生・児童委員や自治会、福祉事業者、ボランティア団体、その他地域の諸団体のことを指します。



3 施策の展開

基本施策1 ともに支え合う地域づくりの推進

地域福祉に関する幅広い情報提供や啓発活動に取り組み、地域活動への参画に向けたきっかけづくり、福祉教育の実施など担い手となる人材の育成を推進するとともに、地域福祉に関わる個人や団体のネットワークを構築し、ともに支え合う仕組みづくりを強化していきます。

(1) 地域でともに支え合う仕組みの構築

〈施策の方向〉

- 複雑で多様な課題に対し制度・分野ごとの縦割りではなく、課題を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制の構築に努めます。
- 村民をはじめ地域に関わるすべての人が協働して地域課題の解決を図り、福祉サービスの受け手と支え手を固定化せず、互いに支え合いながら自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指します。

- 1) 相談支援体制の充実
- 2) 多様な連携・協働の推進
- 3) 地域の課題の早期発見・早期対応
- 4) 地域福祉を支える担い手の育成
- 5) ともに集う場の整備



(2) 人権意識の醸成・権利擁護の推進

〈施策の方向〉

- 人権意識の醸成を図り、一人ひとりの人権が尊重され、性別や年齢に関わらず誰もが生きがいや役割を持ち、様々な社会活動や地域活動に参画できる地域づくりを推進します。

(3) 成年後見制度の利用促進

〈施策の方向〉

- 認知症高齢者や精神上的障がいなどにより判断能力の十分でない成年者の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画を整備し実情に応じた利用促進を図ります。

基本施策2 きめ細かな福祉施策の推進

村民一人ひとりが抱えている課題は様々であり、子どもや子育て家庭、高齢者、障がいのある方など、それぞれの多様な課題に対して、きめ細かな取組を展開していきます。

(1) 子どもたちの成長を支える支援の充実

〈施策の方向〉

- 保健・医療・福祉・教育などのネットワークを構築し、様々なニーズにあった支援ができる体制を整えます。
- 次世代を担う子どもたちの育ちを地域ぐるみでサポートする体制づくりを推進します。

- 1) 安心して子どもを産み育てられる環境の構築
- 2) 保育の充実
- 3) 教育環境の充実



(2) 高齢期の生活を支える支援の充実

〈施策の方向〉

- 高齢者を地域全体で支えていくとともに、高齢者の自立支援と可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らしていける地域づくりを推進します。
 - 1)高齢者の生きがいづくりの推進
 - 2)自立した生活の支援
 - 3)介護・福祉サービスの基盤の整備

(3) 障がいのある方の生活を支える支援の充実

〈施策の方向〉

- 障がいのある方の自立や就労、社会参加などを支援し、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるような環境整備を推進します。



基本施策3 健康づくりの推進

各種保健サービスの充実を図り、健康づくりを支援します。また、一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるように、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組みます。

(1) 健康寿命延伸のための支援

〈施策の方向〉

- 保健・医療・介護・福祉が連携し、健康増進事業の実施と、健康管理の支援を行うことで、健康寿命延伸を図り、「日本一元気な長寿村」を目指します。
 - 1)運動や食生活の改善による生活習慣病予防の取組
 - 2)心の健康づくりの支援
 - 3)一人ひとりの健康管理の支援
 - 4)健康づくりの支援に向けた基盤の整備

基本施策4 安全・安心なまちづくりの推進



すべての人が安心して健やかに住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故の防止に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

(1) 防災対策の推進

〈施策の方向〉

- 災害などが発生したときに、高齢者や障がい者など自力で安全かつ迅速に避難することが難しい方(災害時要援護者)が円滑に避難できる体制の確保に努めます。
- 介護を必要とする方、障がい者、乳幼児、妊婦など避難所において福祉的な配慮が必要な方の避難時の福祉ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

(2) 安全・安心な地域環境の整備

〈施策の方向〉

- 児童・生徒が安心して遊ぶことができる地域、高齢者や障がい者が安全で快適に過ごせるような地域を目指し、関係機関・団体と連携して安全で安心な環境整備を図ります。

4 地域福祉に関する相談先の情報

村内相談窓口 (月~金 8:30~17:00 (土日祝日、年末年始除く))

- ▶ 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他地域福祉に関する相談

大潟村住民生活課 電話:0185-45-2114

- ▶ 何でも相談支援センター (どこに相談すればいいか迷ったときは、何でもご相談下さい。)

大潟村社会福祉協議会 電話:0185-45-2840

- ▶ 心や体の健康、妊娠・出産、乳幼児、保育などの相談

大潟村保健センター 電話:0185-45-2613

- ▶ 保育、子育て支援、教育などの相談

大潟村教育委員会 電話:0185-45-3240

- ▶ 介護予防や成年後見制度、高齢者虐待など高齢者に関する総合相談

大潟村地域包括支援センター 電話:0185-22-4321

- ▶ 要介護者の介護サービスに関する相談

大潟村居宅介護支援センター 電話:0185-22-4313

- ▶ ひだまり苑、ケアハウスの利用に関する相談 (※土日、祝日も相談を受けます。)

大潟村特別養護老人ホームひだまり苑 電話:0185-22-4311

- ▶ つくし苑(障がい者の就労支援施設)の利用に関する相談

大潟つくし苑 電話:0185-45-3599

秋田県の相談窓口 (月~金 8:30~17:00 (土日祝日、年末年始除く))

- ▶ 母子保健、健康増進、生活困窮、女性保護、その他福祉に関する相談

秋田地域振興局福祉環境部(秋田中央保健所・秋田中央福祉事務所)
電話:018-855-5171

★第2期大潟村地域福祉計画は大潟村公式ホームページでご覧いただけます。

発行・編集:大潟村
〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1
TEL:0185-45-2114